	雑損	135,250		
	臨時損失	279,343	89,987,343	
⑵	（控除）自己収入等			
	授業料収益	△ 7,609,232		
	入学金収益	△ 1,340,845		
	検定料収益	△ 305,069		
	附属病院収益	△ 26,184,549		
	受託研究等収益	△ 4,287,530		
	受託事業等収益	△ 845,883		
	寄附金収益	△ 1,828,011		
	資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 326,533		
	資産見返寄附金戻入	△ 606,756		
	財務収益	△ 40,237		
	雑益	△ 1,321,948		
	臨時利益	△ 67,840	△ 44,764,433	
	業務費用合計			45,222,910
Ⅱ	損益外減価償却相当額			4,648,806
Ⅲ	損益外減損損失相当額			36,568
Ⅳ	損益外利息費用相当額			37,605
Ⅴ	損益外除売却差額相当額			72,264
Ⅵ	引当外賞与増加見積額			217,559
Ⅶ	引当外退職給付増加見積額			△ 424,512
Ⅷ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		129,497	
	政府出資等の機会費用		1,790,274	1,919,771
Ⅸ	国立大学法人等業務実施コスト（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ＋Ⅵ＋Ⅶ＋Ⅷ）			51,730,970

注記事項

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

⑴　運営費交付金収益

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、プロジェクト事業に充当される運営費交付金の一部については業務達成基準を、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部、補正予算により措置された運営費交付金及び総合特区推進調整費については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

⑵　授業料収益

期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～60年
工具器具備品	２～20年
船舶	２～５年
車両運搬具	２～７年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金等の計上基準

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教員及び病院教職員の退職給付の支給に備え、当該教職員の当期末自己都合要支給額にて引当金を計上している。

その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

⑵　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。

⑶　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教職員及び病院教職員の賞与については、翌期の支給に備え、当該教職員の賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

その他の教職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の同見積額を控除した額を計上している。

⑷　環境対策引当金の計上基準

法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理費用の見積額を計上している。

なお、運営費交付金により財源措置される分については、引当金の計上はしていない。